

臼杵市国土強靱化地域計画

令和2年3月策定
(令和8年3月改定)

目 次

序章

1. 臼杵市の特性	1
2. 本市における災害リスク	2
3. 基本法の制定と地域計画の策定	4
4. 計画の位置づけ	5

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 国土強靱化の理念	6
2. 目指すべき将来の地域の姿	6
3. 基本目標	7
4. 基本的な方針	7
5. 基本的な進め方	9

第2章 脆弱性評価

第3章 強靱化の推進方針

第4章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進と重点化	24
2. 市の他の計画等の必要な見直し	25
3. 地域強靱化計画の不断の見直し	25

用語解説

26

序章

1. 臼杵市の特性

(1) 地形・気候

本市は、大分県南東部に位置し、北は大分市、西は豊後大野市、南は津久見市、佐伯市に隣接しています。東部は豊後水道に面した臼杵湾に臨み、日豊海岸国定公園及び豊後水道県立自然公園に指定される風光明媚なリアス海岸が延びています。一方、内陸部の野津地域は農業に適した肥沃な土地が雄大に広がっています。

気象は、瀬戸内海型と南海型が混在し、年間平均気温は16度前後と温暖な気候で、平均降水量は1,500～1,800mmであり、温暖多雨な自然環境に恵まれています。

(2) 人口

大分県においては、将来の人口推計として、現状のままで推移すると、2035年の県人口は98.4万人、2060年には74.8万人になると分析しています。

本市の2020年における人口は36,158人となっていますが、人口推計ではこのまま推移すると、2040年に約24,000人、2050年には約20,000人と想定されています。

区分		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口(人)		45,486	43,352	41,469	38,748	36,158	32,750	29,907	27,161	24,535	22,088	19,842
年齢別人口(人)	年少人口(～14歳)	5,910	5,216	4,828	4,313	3,743	3,080	2,465	2,012	1,824	1,693	1,549
	生産年齢人口(15～64歳)	27,378	25,229	23,145	19,805	17,562	15,168	13,818	12,564	10,841	9,281	8,024
	老年人口(65歳～)	12,188	12,905	13,480	14,630	14,853	14,502	13,624	12,585	11,870	11,114	10,269
	後期老年人口(75歳～)	5,320	6,503	7,447	7,763	8,048	8,962	8,951	8,538	7,779	6,948	6,605
年齢別割合(%)	年少人口(～14歳)	13.0	12.0	11.6	11.1	10.4	9.4	8.2	7.4	7.4	7.7	7.8
	生産年齢人口(15～64歳)	60.2	58.2	55.8	51.1	48.6	46.3	46.2	46.3	44.2	42.0	40.4
	老年人口(65歳～)	26.8	29.8	32.5	37.8	41.1	44.3	45.6	46.3	48.4	50.3	51.8
	後期老年人口(75歳～)	11.7	15.0	18.0	20.0	22.3	27.4	29.9	31.4	31.7	31.5	33.3

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』

2. 本市における災害リスク

(1) 巨大地震・津波

南海トラフ沿いでは、約 100～150 年の間隔で巨大地震が発生しており、昭和南海地震(1946 年)から 80 年が経過しています。国によると、今後 30 年以内にM 8～9 クラスの地震が発生する確率は 60%～90%程度以上となっており、地震発生危険性は年々高まっています。

また、平成 30 年に県が公表した地震被害想定調査結果では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本市での被害は、最悪のケースで津波による死者は約 3,924 人、全壊建物は約 4,134 棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されています。

巨大地震による白杵市の被害想定 (平成30年度大分県地震被害想定調査より)

項目		震源		中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩平山断層帯	南海トラフ	周防灘断層群主部	プレート内
人口(人)		冬5時		38,748					
		夏12時		41,232					
		冬18時		40,400					
面積(k㎡)		291.06							
最大震度				6強	6弱	5弱	6弱	4	6弱
最大津波高(H24.8.29中央防災会議)						5.1			
最大津波高(H24大分県津波浸水予想調査)(地殻変動後 白杵川河口)				2.17			5.75	1.25	
建物棟数		木造		24,600					
		非木造		4,600					
建物全半壊棟数		ゆれ	全壊	70	1		120		64
			半壊	273	4		418		251
		液状化	全壊	107	44		134		142
			半壊	161	69		203		215
		急傾斜地崩壊	全壊	2					
			半壊	6			4,134		1
		津波	全壊	427			4,166		15
半壊									
火災		出火件数		夏12時		1			
				冬18時		2		1	
		焼失棟数		冬18時		20		1	
塀数		13,257							
ブロック塀倒壊件数				1,073	326		1,327		1,223
上水道機能支障影響人口(人)		直後		479		576		207	
		1日後		560		646		312	
		2日後		515		595		285	
		7日後		240		288		104	
下水道機能支障影響人口(人)		直後		318		149		412	
		1日後		318		149		412	
		2日後		318		149		412	
		7日後		318		149		412	
人的被害		死者(人)	建物崩壊	冬5時	1		2		1
				夏12時	1		2		1
				冬18時	1		2		1
			津波	冬5時	18		3,294		8
				夏12時	20		3,924		7
				冬18時	19		3,851		7
		負傷者(人)	建物崩壊	冬5時	2		3		2
				夏12時	2		4		2
				冬18時	2		3		2
			津波	冬5時	106		1,244		6
				夏12時	39		561		7
				冬18時	41		480		6
急傾斜地崩壊	冬5時	1							
	冬18時	1							
	火災	冬18時	4						
ブロック塀等	夏12時	4	1		4		3		
	冬18時	6	2		6		5		
	冬5時				1				
要救助者数(人)		夏12時				1			
		冬18時				1			
		冬5時				1			
避難所生活者数(人)		1日後	避難所	640	71		6,688	9	515
			避難所外	345	38		3,601	5	277
		1週間後	避難所	628	71		6,609	9	458
			避難所外	345	38		3,563	5	249
		1カ月後	避難所	551	71		6,561	9	436
			避難所外	297	38		3,533	5	235
帰宅困難者数(人)		県内で帰宅困難		4,854					
		県外から帰宅困難		135					
長期的住機能支障 応急仮設住宅(世帯)				29	6		627		67
仮設トイレ需要量(基数)(基/100人)				6	1		66		5
瓦礫発生量		重量(トン)		27,060	5,568	6	293,961	190	36,514
		体積(m ³)		38,670	6,630	4	535,885	362	45,538
ごみ発生量(トン)		発災～3カ月後		5,297	1,133	127	702	36	42
		3カ月後～半年後		3,944	843	94	494	26	28
		半年後～1年後		3,671	784	88	452	23	25
【補足】									
シーンによる被害の特徴		冬5時		多くの人が自宅で就寝中に被災、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある					
		夏12時		木造建築物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯。事務所、繁華街等に滞留者が多く、自宅外で被災する可能性が高い					
		冬18時		住宅、飲食店で火気使用が最も多い時間帯。事務所や繁華街周辺での滞留者も多く、帰宅ラッシュ時に近い状況					

(2) 風水害・土砂災害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測され、風水害・土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

本市では、令和7年12月31日現在で土砂災害警戒区域として、土石流356箇所（うち特別278箇所）、急傾斜1,012箇所（うち特別966箇所）、地滑り15箇所の合計1,383箇所（うち特別1,244箇所）が指定されており、実際に平成29年9月の台風18号の際には、全壊1棟、半壊2棟、一部破損6棟、床上浸水110棟、床下浸水524棟、その他道路被害など、甚大な被害が発生しました。また、直近の令和4年9月の台風14号の際にも、一部破損2棟、床上浸水1棟、床下浸水14棟、その他道路被害などが発生しました。



平成29年9月台風18号による被害



令和4年9月台風14号による被害

3. 基本法の制定と地域計画の策定

国は、東日本大震災の教訓と、南海トラフ地震などの大規模自然災害等の発生のおそれを前提に、平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」を公布・施行しました。

この基本法の施行により、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が閣議決定され、具体的な取組みが始まりました。その後、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等により、平成 30 年 12 月、令和 5 年 7 月に基本計画が変更されました。

大分県においても、基本法及び基本計画の理念を踏まえ、早急に事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するため、平成 27 年 11 月に「大分県地域強靱化計画(以下「県計画」という。)」を策定し、取組みを推進してきました。その後、国の基本計画の変更等に伴い、令和 2 年 3 月、令和 7 年 3 月に改定を行っています。

各種災害リスクを抱える本市においても、県計画との調和を図りながら、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和 2 年 3 月に「臼杵市国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、地域の強靱化に資する施策を進めてきました。

本計画策定後、年数が経過したことによる社会情勢の変化等とともに、基本計画の変更及び県計画の改定を踏まえ、本計画の改定を行うものです。

4. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、大規模自然災害に対して、本市が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものです。また、基本計画及び県計画に即し、本市の他の計画等の指針となるべきものであり、地域強靱化に関しては本市の他の計画等の上位計画に位置づけられる、いわゆるアンブレラ計画です。

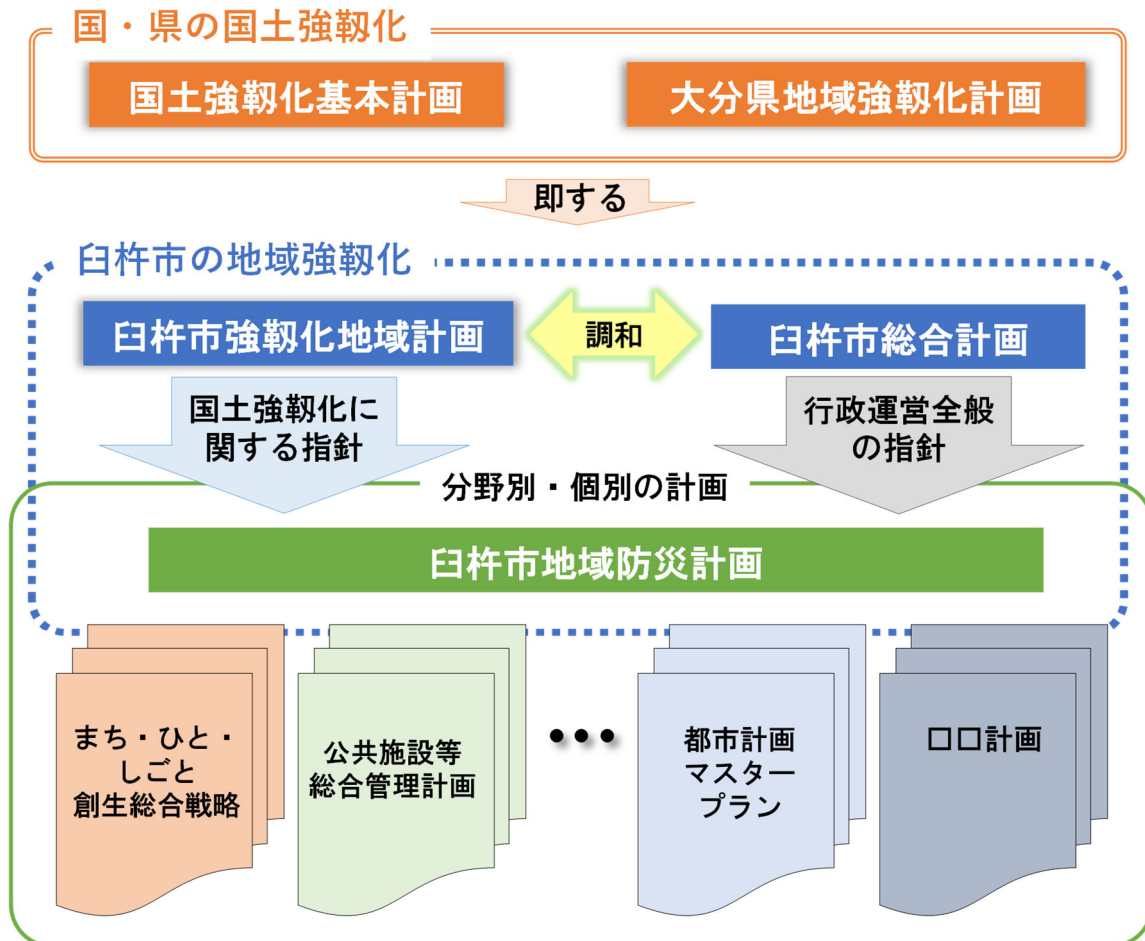


図 計画の位置づけ

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 国土強靱化の理念

近年の様々な災害から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な展望に立ち総合的な対応を行っていくことが必要です。

本市においても、平成29年9月の台風18号襲来により、住家の全壊・半壊や床上浸水等で、甚大な被害を受けました。また、今後30年以内に60%～90%程度以上の確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震では、地震と津波によって本市で最大3,924人の死者が出ると想定されています。

これらの頻発化・激甚化する自然災害に対して、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という『自助』の意識、「自分たちの地域は自分たちで守る」という『共助』の意識を高く持ち、減災対策や災害支援等の『公助』を着実に進めていくことにより、有事の際に主体的に判断し実践できる人や組織、地域、体制づくりを推進します。

また、大規模自然災害等が発生する度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返すのではなく、様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを推進します。

2. 目指すべき将来の地域の姿

本市の最上位計画である「第3次臼杵市総合計画」（以下、「総合計画」という。）では、まちの将来像を『次世代へ誇れるまち臼杵～掬ぶ、つなぐ、そして創造する～』としています。その実現に向けた重点プロジェクトの1つとして『住み慣れた地域で安心して暮らせるまち』を掲げており、「東日本大震災や能登半島地震のような大規模災害への備えにしっかり取り組み、医療・介護サービス、防災基盤、インフラ整備を進め、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるまちをつくる。」としています。

本計画は、総合計画との整合・調和を図りつつ策定するものであり、総合計画におけるまちの将来像をより強固に補完するものとして、国土強靱化の理念も踏まえ、本市が強靱化を通じて目指すべき将来の地域の姿を以下のとおり設定します。

市民一人ひとりが『住み慣れた地域で安心して暮らせるまち』

3. 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、下記の4項目を基本目標とし、国及び県と調和を図りながら、地域の強靱化を推進します。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

4. 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

(1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

頻発・激甚化する水災害等には、国や県、企業、住民など、あらゆる関係者と協働して流域全体で行う流域治水や土砂災害対策を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したフェーズフリーの概念を含めたハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を推進します。

また、南海トラフ地震などの巨大地震から地域の安全・安心を守るため、令和6年1月に発生した能登半島地震等で得られた教訓も踏まえ、橋梁や住宅等の耐震化、護岸、堤防の整備や液状化対策など、危機感をもって地震・津波・高潮対策に取り組みます。

加えて、高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が急速に進んでいることから、将来にわたってインフラの機能を確保するため、戦略的なインフラメンテナンスを推進します。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

テクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図ります。

(3) デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用するとともに、フェーズフリーなデジタル体制の構築等により災害への対応力を強化します。また、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみが薄く、デジタル化の恩

恵を受けられない人を生まないように、きめ細やかな取組を一体で推進します。

さらに、多様化する価値観に即し、本市が直面する災害リスクに対応するため、国や県との適正な連携を強化するとともに、市民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進します。

(4) 人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化

人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の力を最大限発揮することで、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進するとともに、地域における防災力を強化し、自助・共助による住民主体の防災対策を推進します。

自助の意識を向上させるため、地域、行政、企業、学校等が連携し、防災訓練や研修会、防災教育の充実により、防災意識の向上と知識の普及を図るとともに、家庭・事業所等における備蓄や家具の転倒防止など、身近な防災対策の促進を図ります。

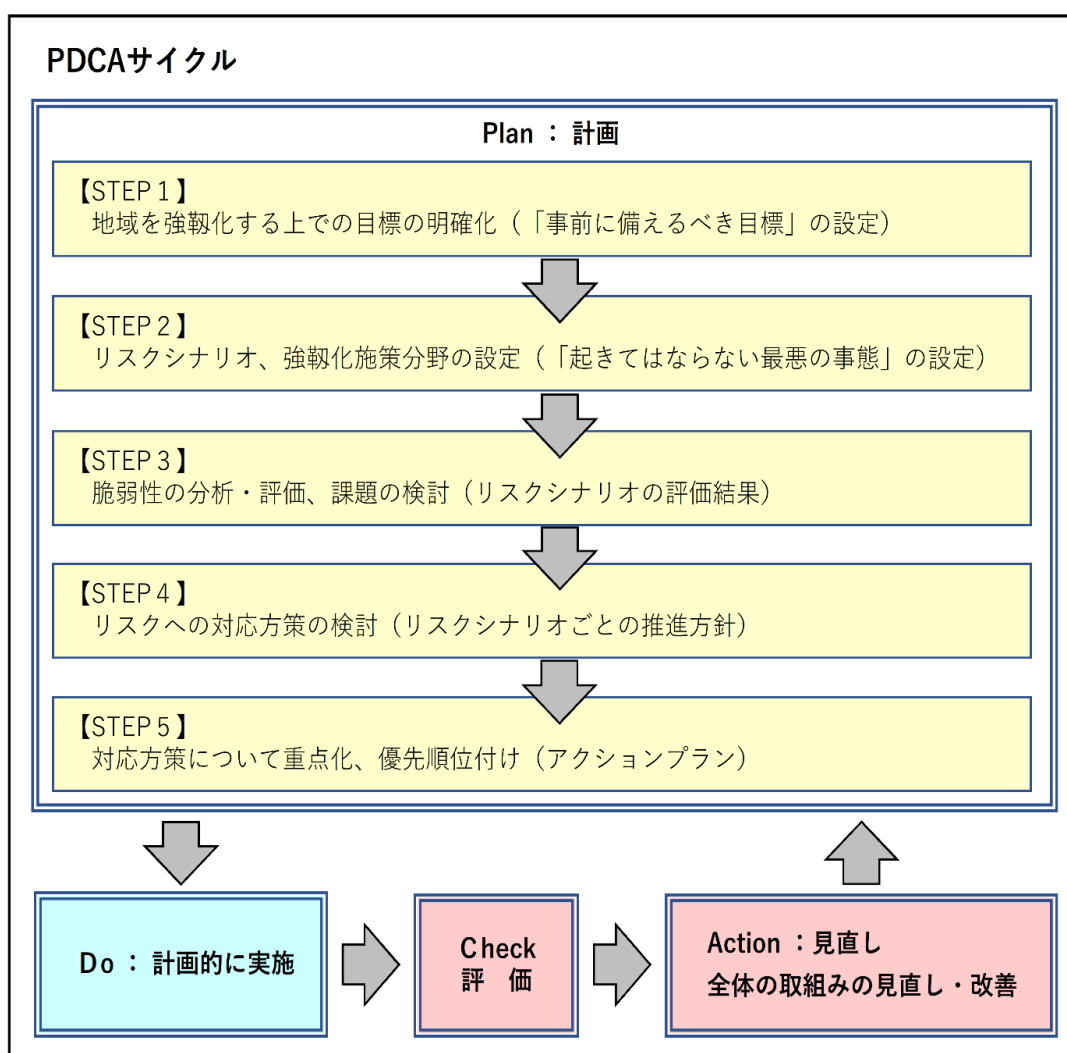
また、防災士やジュニア防災リーダーの養成、自主防災組織との連携強化や要配慮者への支援体制づくりの措置、住民主体による避難所運営に向けた人材育成と訓練の促進など、共助の体制強化に取り組みます。

5. 基本的な進め方

「地域強靱化」は、本市のリスクマネジメントであり、以下 PDCA サイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取り組みを推進します。

この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」については、仮に発生した場合、市として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために「現状で何が不足し、これから何をすべきか」という視点から、部局横断的な「プログラム」(目標を達成するための施策群)を検討するアプローチを導入します。

このアプローチを通じて各分野間の有機的な連携を促し、PDCA サイクルの実践を通じて、プログラムの重点化、優先順位付けに関する毎年の見直しを行います。



第2章 脆弱性評価

施策分野及び起きてはならない最悪の事態については、以下のとおり設定します。なお、評価結果については、別途資料編にて整理します。

(1) 施策分野

本計画の施策分野については、以下のとおり6項目の個別施策分野と4項目の横断的分野とします。

《個別施策分野》	《横断的分野》
① 行政機能・警察・消防等	A リスクコミュニケーション
② 住宅・都市・環境・地域	・防災教育
③ 保健医療・福祉・教育	B 地域の生活機能維持
④ 情報・産業・エネルギー	C 老朽化対策
⑤ 交通・物流・国土保全	D デジタル活用
⑥ 農林水産	

(2) 起きてはならない最悪の事態

基本目標を設定し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、本市では6つの「事前に備えるべき目標」と24の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定します。

リスクシナリオ

基本目標	
事前に備えるべき目標	
起きてはならない最悪の事態（黄色は「重点化すべきもの」）	
① 人命の保護が最大限図られること	
② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	
④ 迅速な復旧・復興	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 <small>(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)</small>
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3 必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	
4-1	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による企業の生産力の低下
4-2	基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
5-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第3章 強靱化の推進方針

「第2章 脆弱性評価」で設定した起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針を以下に示します。

なお、施策分野ごとの推進方針については、別途資料編にて整理します。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- ①市民の耐震化の必要性について啓発活動を行うとともに、耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減する支援などを行います。また、学校、市営住宅、観光・交流施設、社会福祉施設等における耐震化及び老朽化に伴う改修や更新、倒壊の危険のあるブロック塀への対策を推進します。【財務、都デ、子ども、福祉、産業観光、教育総務】
- ②大規模地震の発生に備え、電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を把握するための調査を行います。【都デ】
- ③建築物等の耐震化を着実に推進・促進していますが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応力の向上を図ります。【総務、地域力、防災、学校教育、消防】
- ④大規模地震発生時、市民の避難場所や防災拠点となる広場・施設等について、整備及び老朽化対策を推進します。【財務、防災、建設、社会教育】
- ⑤家庭における家具の転倒防止など身近な防災対策を促進します。【防災】
- ⑥立地適正化計画の地震に対する防災指針に基づいた各施策を推進します。【都デ】
- ⑦事前復興に関する取組を推進します。【防災、都デ】

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ①大規模火災への災害対応力を向上させるため、装備資機材の充実、各種訓練等を推進するとともに、応急対応をより円滑に実施できるよう関係機関との更なる連携強化を図ります。【防災、消防】
- ②火災の延焼防止と消火活動等の確保のため、街路、公園、広場等の整備を推進します。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な整備・更新・補修を行うとともに、老朽住宅の撤去を促進し、安全・安心な住環境の形成を図ります。【都デ、建設、消防】
- ③大規模火災の発生に備え、消火栓や耐震性貯水槽等の消防水利や、装備資機材等の更なる充実強化・整備を図るとともに、消防団、自主防災組織等の充実強化を図ります。【防災、消防】
- ④立地適正化計画を踏まえた安全・安心なまちづくりを推進します。【都デ】
- ⑤事前復興に関する取組を推進します。【防災、都デ】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- ①津波からの避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、無電柱化などの対策を関係機関が連携して進めます。【防災、都デ、建設、学校教育】
- ②事前復興に関する取組を推進します。【防災、都デ】
- ③大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、河川施設や道路排水施設、下水道（雨水）施設、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理を推進します。【都デ、建設、上下水】
- ④立地適正化計画の津波に対する防災指針に基づいた各施策を推進します。【都デ】
- ⑤市民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域等を確認できる臼杵市防災マップ（WEB版）を作成しており、今後も県の見直しに合わせて最新の情報に更新するとともに、市民への周知啓発を図ります。【防災】

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

- ①台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐため、河川施設や、ダム等の治水施設、雨水ポンプ場等の排水施設の整備及び適切な維持管理を推進します。【建設、上下水、農林】
- ②河川の氾濫による浸水被害の拡大を防ぐための資機材の購入、河川の維持管理や改修工事、河床掘削や流木等の処理、河川や道路の状況を監視するウェブカメラの整備等を推進します。また、河川の氾濫原因となる老朽化した橋の撤去や架替等を推進します。【防災、建設】
- ③ハザードマップ（洪水・内水）を作成し洪水被害の軽減に対する取組を行ってききましたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供し、市と地域が一体となって洪水避難対策を推進します。【防災、建設、上下水】
- ④大分県作成の豊後水道西沿岸計画書に基づき、県や地域と連携して総合的な海岸保全の実施に努めます。【建設】
- ⑤立地適正化計画の洪水・高潮による浸水に対する防災指針に基づいた各施策を推進します。【都デ】
- ⑥市民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域等を確認できる臼杵市防災マップ（WEB版）を作成しており、今後も県の見直しに合わせて最新の情報に更新するとともに、市民への周知啓発を図ります。【防災】
- ⑦臼杵市内には、151箇所の農業用ため池があり、その内、大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクが高い防災重点農業用ため池が33箇所あります。このため、防災重点ため池について堤体の調査を行い、その結果に基づき、廃止を含めた対策を推進します。【農林】
- ⑧ため池、ダム等について、地域の安全・安心の確保を図るため、作成済みの「ため池ハザードマップ」の周知啓発を図ります。【農林】

⑨事前復興に関する取組を推進します。【防災、都デ】

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

- ①土砂災害による被害が想定される地域・箇所を把握し、関係機関で情報を共有するとともに、警戒避難体制の再確認、避難訓練や防災教育など実行性のある避難行動を確保する取組を推進します。【防災、建設】
- ②荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりの施設整備や維持管理を進めます。また、治山に関する水路等の修繕・工事も、大分県と連携を図りながら対策を進めます。【農林】
- ③関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進します。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民への周知を図ります。【防災】
- ④立地適正化計画の土砂災害に対する防災指針に基づいた各施策を推進します。【都デ】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ①大規模災害発生により、消防力が不足する事態となった場合には、「大分県常備消防相互応援協定」、「大分県消防団相互応援協定」、「緊急消防援助隊」の要綱に基づき、災害への対応を行います。【消防】
- ②避難者用の救助物資については、防災備蓄倉庫や指定避難所などの拠点施設へ備蓄を進めていますが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の自己備蓄を促進します。【防災】
- ③関係機関との連携強化のため、臼杵市と各関係機関で大規模災害を想定した、災害対策本部設置運営訓練を始めとする連携訓練を行うなど、災害対応力の強化を図ります。【防災】
- ④大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生する可能性があるため、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進します。また、臼杵市社会福祉協議会を中心としたボランティアセンター運営に係る協力体制の構築を推進します。【防災、福祉、消防】
- ⑤大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「臼杵市災害時受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。【防災】

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ①大規模な災害で多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進めます。【保険、高齢者、福祉】
- ②災害現場において、住民等が適切な応急処置が出来るようにするため、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進します。【消防】
- ③大規模地震により災害時医療の中核としての機能を提供する災害拠点病院の安全性の維持を図ります。併せてBCPの適宜見直しや災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を進めます。【保険】
- ④大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「臼杵市災害時受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。【防災】

- ⑤大規模災害時に支援ルート等が途絶しないよう、道路施設の地震・津波・風水害対策を着実に推進するとともに、高速道路の耐震化や4車線化の早期完成に向けた取組を推進します。また、海上からの支援物資等を受け入れるため、港湾施設及び周辺のアkses道路の整備に向けた取組を推進します。【都デ、建設】
- ⑥医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保します。【保険】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ①食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、住民主体による避難所運営訓練の実施を促すなど、避難所の適切な運営等を推進します。【防災】
- ②学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調整備など避難所としての防災機能を強化します。【防災、教育総務】
- ③避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、スフィア基準等を参考に備蓄物資の確保、避難所環境の整備など多様なニーズに対応していきます。特に、トイレについては日常生活に必要不可欠であるため、断水等の発生によるトイレ環境の悪化に左右されないよう、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を促進します。【防災】
- ④災害発生時に基本避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある人、妊産婦など災害時要支援者を受け入れるため、バリアフリー等に対応し、福祉避難所としての機能を有する施設等と協定締結を進めます。また、指定済みの福祉避難所との更なる連携強化を図るとともに、要支援者のプライバシーの確保並びに配慮を必要とする備品の計画的な購入を進めます。【防災、高齢者、子ども、福祉】
- ⑤避難所では、インフルエンザ等の集団感染やエコノミークラス症候群の発症など二次健康被害が懸念されるため、避難者の健康管理について、県や医師会等との連携体制を構築します。【保険】
- ⑥災害時において病歴や服薬状況の早期把握により被災者の迅速なケアを図るため、「うすき石仏ねっと」の機能強化及び加入者増加を推進します。【保険】

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ①発災後に、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。【建設】
- ②災害後の生活環境の確保のため、水道施設の耐震化や老朽化した設備の更新な

ど、地震による断水被害の軽減措置を進めます。【上下水】

- ③食料や飲料水等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。また、避難所等へ円滑に輸送するため、「臼杵市災害時受援計画」を活用し、支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。【秘書、総務、防災】
- ④エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため、道路や橋梁等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進します。【都デ、建設、農林】
- ⑤避難者用の救助物資については、防災備蓄倉庫や指定避難所などの拠点施設へ備蓄を進めていますが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の自己備蓄を促進します。【防災】
- ⑥災害時に近隣住民が利用出来る井戸として、災害時協力井戸の登録を推進するとともに、市民への周知を図ります。【防災】
- ⑦災害後の停電や断水等に伴う劣悪なトイレ環境による健康被害を防ぐため、トイレカーの導入やマンホールトイレなど、災害時も安心して使用できるトイレ環境の整備を促進します。【防災】
- ⑧激甚化する災害に対応し、避難生活の長期化や広域支援に対応するため、被災者の安全確保と支援者の活動を支える新たな防災拠点の整備を推進します。【防災、都デ】

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ①孤立地域等の発生を防ぐため、災害時に孤立化する恐れがある地域に通じる市道・農道・林道などのルート把握及び整備を推進します。【防災、都デ、建設、農林】
- ②孤立地域の早期解消のため道路管理者と関係行政機関は道路啓開実施計画を認識・共有します。【防災、建設、環境】
- ③災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進します。【地域力、高齢者、福祉】

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

- ①災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、定期予防接種の対象者へ接種勧奨を行います。【環境、保険、子ども】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要があります。このため、平成31年1月に「臼杵市業務継続計画」を策定していますが、庁舎の整備・市職員の訓練・組織の変更等に応じて継続的に計画の見直しを行います。【総務、防災】
- ② 市庁舎は、発災時に災害対応の拠点となる施設としての業務継続が重要であることから、庁舎の耐震化のほか、非常用電源として自家発電機の移設などを進めてきました。また、復旧・復興体制を強化するため臼杵市社会基盤整備・災害支援センターを整備し、ライフライン担当部署の高台への移転を行ってきました。引き続き、災害時の業務継続可能な体制を確保するため、市有建築物の点検及び長寿命化に向けた予防保全工事を計画的に行うとともに、場所にとらわれず業務が遂行できるようネットワークの再構築を推進します。【総務、財務、防災】
- ③ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路施設の地震・津波・風水害対策を着実に推進します。【都デ、建設】
- ④ 災害時の通信連絡手段を確保するため、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を図ります。また、市の主要施設の連絡用となるTV会議の導入や、避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じるとともに、防災スピーカーを設置している箇所においては防災行政無線による連絡手段の確保を図ります。【総務、防災】
- ⑤ 職員の防災に対する意識向上のため、庁内における避難訓練や防災研修の実施、新人職員や防災推進リーダー、幹部職員等を対象とした防災士資格の取得などを図ります。【総務、防災】
- ⑥ 大規模災害に備え、迅速な情報伝達と災害応急対策を強化します。【防災】

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による企業の生産力の低下

- ①大規模自然災害による産業関連施設の損壊等の発生後、少しでも早く企業としての生産活動を復旧できるように、引き続き、各企業における業務継続計画（BCP）の策定を促します。【産業観光】
- ②企業の早期復興のため周辺のアクセス道路に対する道路啓開を迅速に実施する上で、道路啓開実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有を図ります。【防災、建設、環境】

4-2 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ①災害時の輸送の代替性を確保するため、高速道路の耐震化や4車線化の早期完成、臼杵港第2バースの早期完成及び港湾周辺のアクセス道路の整備に向けた取組を推進するとともに、未整備路線である都市計画道路「野田戸室線」の整備を推進します。また、熊本方面からの物流・人流を確保するため、中九州横断道路の延伸を踏まえたアクセス道路の整備に向けた取組を推進します。【都デ】
- ②交通の分断を防ぐ対策として、道路施設の地震・津波・風水害対策を着実に推進します。【都デ、建設】
- ③地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施するため、道路啓開実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有します。【防災、建設、環境】

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

- ①食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進します。また、避難所等へ円滑に輸送するため、「臼杵市災害時受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。【秘書、総務、防災】
- ②漁港について、老朽化に伴う漁港施設、海岸保全施設、堤防等の維持管理・改良及び補修工事による長寿命化を進めます。【建設】
- ③農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難となりつつあることから、施設の更新や長寿命化を推進します。【農林】
- ④大規模災害による被災後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の更なる推進を図ります。【建設】

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ①災害時の通信連絡手段を確保するため、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を図ります。また、市の主要施設の連絡用となるTV会議の導入や、避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じるとともに、防災スピーカーを設置している箇所においては防災行政無線による連絡手段の確保を図ります。【総務、防災】
- ②電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化などの対策を関係機関が連携して進めていくとともに、停電後の迅速な復旧を図るため、平時からの九州電力送配電との情報共有に取り組みます。【防災、都デ、建設、農林】
- ③災害時における情報収集や発信できるようにするため、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を進めます。【総務】
- ④テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の活用を図ります。【防災】
- ⑤防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の伝達や提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を図るための施策を着実に推進します。併せて、避難行動の判断に必要となる河川・ダム及び土砂災害などの防災情報を、災害時においても迅速かつ的確に情報収集・市民へ提供するための体制整備を引き続き推進します。【防災、建設、農林】
- ⑥住民により得られた情報の効果的な利活用を一層充実させるため、これらを担う自主防災組織など地域コミュニティの機能の強化を図ります。【地域力、防災、福祉】
- ⑦平時から大規模災害に備え、災害情報や避難所の場所、ハザードマップ等を確認できる「臼杵市防災マップ（WEB版）」等を普及推進し注意喚起を行います。【防災】

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ①燃料供給ルートを確実に確保するため、道路施設の地震・津波・風水害対策を着実に推進します。【都デ、建設】
- ②電力供給遮断などの非常時において、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等を中心に、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保します。また、リ

スクの分散による災害時のエネルギー確保を図るため、太陽光やバイオマス、水素等次世代燃料を活用した再生可能エネルギー設備や電気自動車等の導入を推進します。【環境】

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- ①災害後の生活環境の確保のため、水道施設の耐震化や老朽化した設備の更新など、地震による断水被害の軽減措置を進めます。【上下水】
- ②下水道施設(処理場、ポンプ場等)の老朽化対策や耐震化・耐津波対策を着実に推進します。【上下水】
- ③農業集落排水処理施設、漁業集落排水施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進します。【上下水】
- ④浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。【上下水】
- ⑤災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じて実効性のあるBCPとするため、必要に応じた見直しを図ります。【上下水】

5-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ①農道や林道は、農産物流通の合理化、地域間の交流、生活環境の改善などにより、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため、今後も整備を推進します。【農林】
- ②地域の日常生活や地域間連携を確保するため、市道・農道・林道や未整備路線となっている都市計画道路「野田戸室線」など道路施設の整備を推進します。また、熊本方面からの物流・人流を確保するため、中九州横断道路の延伸を踏まえたアクセス道路の整備に向けた取組を推進します。【都デ、建設】
- ③大規模災害による被災後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の更なる推進を図ります。【建設】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- ①南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、救命・救助活動部隊の現地入りや緊急物資の輸送を行うため、道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立することが不可欠であることから、道路啓開実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有します。【防災、建設、環境】
- ②事前復興に関する取組を推進します。【防災、都デ】
- ③生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、道路施設の地震・津波・風水害対策を着実に推進します。【都デ、建設】

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- ①大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む建設資機材等の協力体制を整えます。【防災、建設】
- ②平時より人員や技術力等が不足していることから、道路メンテナンス会議等により国や大分県と連携して、維持管理体制の強化や業務の効率化を図ります。【建設】
- ③災害発生時における迅速な復旧を図るため、大分県建設業協会などの関係機関や民間企業との災害時における協定を円滑に運用できるよう連絡体制の整備に取り組むとともに、連携の強化を図ります。【建設】
- ④災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する技術力向上のための研修や訓練を実施します。【都デ】
- ⑤被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を図ります。【都デ】
- ⑥地域の守り手としての役割を担う建設産業は、若年層の入職低下や就労者の高齢化などにより担い手不足が深刻化しているため、担い手確保に向けた環境づくりを推進します。【契約】
- ⑦職員の防災に対する意識向上のため、庁内における避難訓練や防災研修の実施、新人職員や防災推進リーダー、幹部職員等を対象とした防災士資格の取得などを図ります。【総務、防災】

6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、区長や有識者を中心に、

タイムラインの作成、防災訓練・教育、防災士の養成などに対し、支援を継続的に実施します。また、自主防災組織を結成していない地域に対して、自主防災組織の結成を促します。【地域力、防災】

- ②地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図るとともに、大規模自然災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図ります。また、移住促進、関係人口創出を推進することで、地域に関わる人材の増加を図り、地域防災力の維持・強化に結びつけます。【地域力、防災、消防】

6-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、臼杵市災害廃棄物処理計画に基づき、本市で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進します。また、最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図ります。そのほか、災害により発生する水質汚濁・騒音・振動・悪臭等についても対応します。【環境】
- ②災害発生時、本市の処理能力を超える災害廃棄物が大量に発生した場合、他の自治体及び協定を締結している関係機関等と連携し、災害廃棄物処理に対しての推進を図ります。【環境】

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ①平時より応急仮設住宅に関するマニュアルの確認を行い、応急仮設住宅建設候補地に関する関係部署間の連携体制を整え、情報を共有しながら整理・更新を図ります。【都テ】
- ②大規模災害による被災後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の更なる推進を図ります。【建設】

第4章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進と重点化

(1) 毎年度の年次計画による進捗管理と PDCA サイクル

第3章で示した強靱化の推進方針のリスクシナリオごとに、進捗管理のための目標指標（KPI）を整理した年次計画を取りまとめます。これに基づき各施策を実施していくとともに、進捗状況の把握等を行い、必要に応じて見直し、PDCA サイクルを回していくこととします。

(2) 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本市においても、国が令和2年12月に閣議決定した5か年加速化対策を活用し取組の推進に努めてきましたが、国は引き続き施策を加速させるための計画として、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」(以下、「中期計画」という。)を令和7年6月に閣議決定しました。

この中期計画のもと、今後も中長期的かつ明確な見通しにより継続的・安定的に地域強靱化を進めていくことが重要であり、PDCA サイクルを通じて施策を重点化しながら、地域強靱化の取組を進める必要があります。

(3) デジタル活用による効率的な推進

人口減少下において、地域強靱化の取組を従来よりも効率的に推進するためには、日進月歩のデジタル技術の進展を捉え、中長期的な視点に立って、有用な最先端のデジタル技術を活用し、災害関連情報収集・伝達等の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、DXを推進していくことが必要です。

このため、毎年度の年次計画の策定と PDCA サイクルを通じて施策の改善を図り、地域強靱化に関する施策のデジタル化等を推進します。

(4) 地域強靱化に関する広報・普及啓発

地域強靱化の推進に当たっては、国や県のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要があります。

本市としては、地域強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信など、国や県と連携して地域強靱化の広報・普及啓発に取り組むこととします。

2. 市の他の計画等の必要な見直し

序章の計画の位置づけで示したとおり、本計画は、基本計画及び県計画に即し、本市の他の計画等の指針となるべきものであり、地域強靱化に関しては本市の他の計画等の上位計画に位置づけられる、いわゆるアンブレラ計画です。

したがって、様々な分野の計画等の推進が本市の強靱性に影響を及ぼすことから、本市の他の計画等における基本的な方向や施策等が本計画に定められた指針に従い、その下で推進されることを通じて、地域強靱化が総合的かつ計画的に進められることとなります。

このため、本計画を基本として、本市の他の計画等について毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の見直しの検討及びそれを踏まえた所要の見直しを行うことにより、地域強靱化を推進します。

3. 地域強靱化計画の不断の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、社会経済情勢等の変化や、施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととします。また、必要に応じて毎年度の施策の進捗状況等により所要の見直しを行うものとします。

【用語解説】

用語	解説
BCP (Business Continuity Plan)	企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
DX (Digital Transformation)	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。ユーザー目線でビジョンを描き、ビジョンの実現に向けてデータとデジタル技術を活用して、これまでのビジネス等を変革すること。
P D C A サイクル	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案 (Plan) → 実践 (Do) → 検証 (Check) → 改善 (Act) の段階的な活動の循環のこと。
アンブレラ計画	傘 (アンブレラ) のように、強靱化に係る県の既存の関連計画を包含し、これら計画の指針となる計画。
うすき石仏ねっと	「うすき石仏ねっと運営協議会」がケーブルネットワークを活用し整備した行政イントラネットで各施設と閉域で接続し、病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、調剤薬局、介護施設、居宅介護支援事業所、消防署などの参加施設の間で対象者の病気、薬、検査結果などの情報を共有するシステムのこと。
液状化	地震の振動により地盤が液状の性質を示し、地表の構造物の沈み込みが発生する現象。
エコノミークラス症候群	長時間同じ姿勢で座り続けることで、脚の血流が悪くなり、血栓 (血のかたまり) ができてしまう状態。
災害関連死	地震や津波などの災害による直接的な被害ではなく、避難生活による健康状態の悪化や負ったケガが原因で亡くなること。
災害拠点病院	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能や、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能のほか、DMAT等の受入れ機能や傷病者等の広域搬送への対応機能等を有し、災害医療の拠点として都道府県が指定する病院。
災害廃棄物処理計画	今後発生が予測される災害に備え、その被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項を整理した計画。
災害時受援計画	大規模災害時に自治体や医療機関が外部 (国、他自治体、NPO、ボランティア) からの人・物・情報の支援を円滑に受け入れ、最大活用するための計画。

用語	解説
災害情報共有システム(Lアラート)	災害発生時に、関係機関や住民の間で必要な情報を迅速・正確に共有するための仕組みやシステム。
再生可能エネルギー	太陽光や風力など、自然の力を利用し、枯渇せず繰り返し使えるエネルギーのこと。
指定避難所	避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした、市があらかじめ指定した避難施設。
自主防災組織	自治会などを単位とした地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織。平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材の共同購入などを行い、災害時においては、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視などを行う。
事前復興	災害が起こる前から、将来の復興を見据えてまちづくりや対策を準備しておく考え方。
深層崩壊	山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象。
スフィア基準	災害・人道危機の現場で、被災者の生命と尊厳を守るための最低基準をまとめた国際的な指針。
全国瞬時警報システム(Jアラート)	緊急の災害情報を国から自治体や住民に瞬時に伝えるためのシステム。
大規模盛土造成地	盛土の面積が3,000㎡以上又は盛土前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の宅地。
タイムライン	災害に対する事前の備えや、大雨・台風により浸水害や洪水、土砂災害などが発生する危険性が高まった時の避難開始のタイミング、「避難スイッチ」などを、あらかじめ時系列に整理した自分自身や家族、地域の防災行動計画。
地域コミュニティ	地域住民が生活する場所で営まれる様々な活動を通じて、住民相互の交流が行われている地域社会。
地域防災力	安全を確保し減災を図る地域社会が持っている資質や能力あるいは社会関係資本。消防団等充実強化法では「地域における総合的な防災体制及びその能力」と定義。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域。
トイレカー	災害時などに移動式トイレとして利用できる車両。

用語	解説
南海トラフ巨大地震	静岡県の駿河湾から九州沖に延びる海底のくぼみ「南海トラフ」の一角を震源域とする地震。
ハザードマップ	災害時に、地域の方々が安全に避難をするために必要となる情報（想定浸水深、避難所の位置及び一覧、緊急連絡先、避難時の心得等）を記載した地図。
福祉避難所	一般避難所での生活が困難で、特に配慮を必要とする高齢者や障がい者等を対象に設置される避難所のこと。具体的には、施設がバリアフリー化され、相談・助言等の支援体制が整備されていること等を基準として、社会福祉施設を中心に、市が指定する施設。
フェーズフリー	日常時（平常時）と災害時の両方で役立つモノやサービス、仕組みを備えるという考え方。
防災行政無線	自治体が災害情報や緊急情報を住民に直接伝えるための無線放送システム。
防災重点農業用ため池	農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、特措法に基づき都道府県知事が指定したものの。
防災備蓄倉庫	災害時に必要となる物資を事前に保管しておくための倉庫。
マンホールトイレ	下水道のマンホールを利用して、災害時に設置できる簡易トイレ。
無電柱化	災害時の道路閉塞防止、良好な景観形成、道路通行の安全性確保の観点から、電線や通信ケーブルを地中に埋設するなどして、道路から電柱を無くす取り組み。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。 それにより、リスクに関係する人々の間で信頼が構築され、リスクの回避や除去あるいは低減に繋がる。
リスクシナリオ	大規模自然災害が発生した場合に、起きてはならない最悪の事態。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化を図る計画。
流域治水	川だけでなく、流域全体（上流・中流・下流・海岸まで）を一体的に管理し、洪水被害を減らす取り組み。